

ソフトバンクグループ株式会社

第6回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）

期間

35年

利率（年率/税引前）

利率（年率/税引前）	
当初5年 (2023年4月28日の翌日から2028年4月28日まで)	4.750%
5年後以降の利率は1年ごとに改定	
5年後以降～20年目まで (2028年4月28日の翌日から2043年4月28日まで)	1年国債金利 ^(※1) + 4.840%
20年後以降～25年目まで (2043年4月28日の翌日から2048年4月28日まで)	1年国債金利 ^(※1) + 4.890%
25年後以降～満期まで (2048年4月28日の翌日から2058年4月26日まで)	1年国債金利 ^(※1) + 5.590%

- (※1) 利率基準日^(※2)のレートとして利率決定日（各利率基準日の翌銀行営業日）の東京時間午前9時30分以降に国債金利情報ページ（財務省ウェブサイト内「国債金利情報」のページにおける「金利情報」）に表示される1年国債金利
- (※2) 各改定後利率適用期間^(※3)につき、当該改定後利率適用期間^(※3)の開始日直前の利率改定日の2銀行営業日前の日
- (※3) 各利率改定日^(※4)の翌日から次の利率改定日^(※4)又は本社債が償還される日のいずれか早い日までの期間
- (※4) 2028年4月28日及びその1年後ごとの応当日

募集要項

【発行価格】	額面100円につき100円	【申込期間】	2023年4月17日～4月27日
【申込単位】	額面100万円単位	【払込期日】	2023年4月28日
【購入対象者】	一般投資家	【償還日】	2058年4月26日
【格付】	BBB（JCR） <2023年4月14日時点>	【利払日】	毎年4月28日、10月28日
【利払繰延条項】 発行者は、その裁量により、本社債の利息の支払いの全部又は一部を繰り延べることができます。本社債につき繰り延べられた利息に係る未払い金額は、発行者がその裁量により、その全部又は一部を支払うことができます。			
【期限前償還条項】 発行者は、2028年4月28日（初回任意償還日）及び初回任意償還日以降の各利払日に、発行者の選択により、その時点で残存する本社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、本社債につき繰り延べられた利息に係る未払金額の全部の支払とともに期限前償還することができます。			

※販売額に限りがありますので、売切れの際はご容赦ください

ハイブリッド債について

本債券は、会計上は有利子負債である一方で、利息の任意繰延、超長期の償還期限、一般債務に比した劣後性など、資本に類似した性質及び特徴を有するため、債券と株式の性質を併せ持つという意味で一般的に「ハイブリッド債」と呼ばれています。

■ 債券としての性質

利率が定められており、満期や繰り上げ償還時に額面で償還されます。

■ 株式としての性質

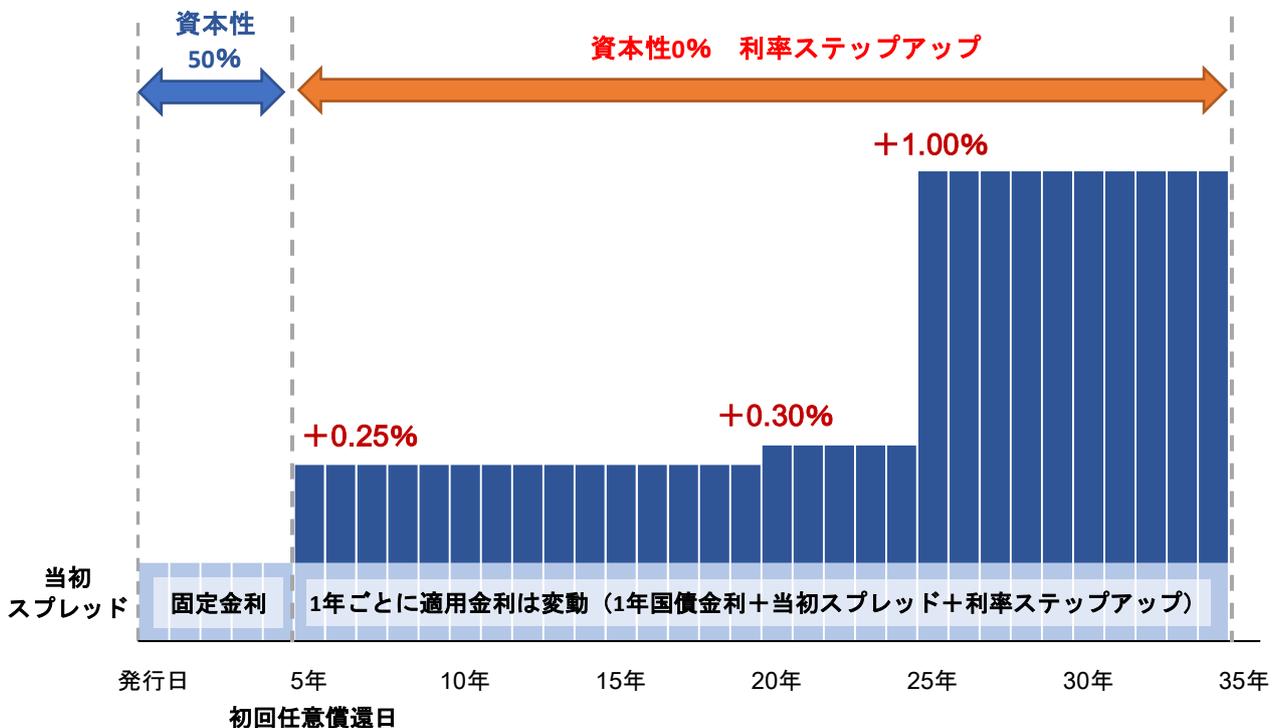
利息の支払いや繰り上げ償還が見送ることができるなど、発行者にとって資本性があります。

■ 普通社債と比較して、相対的に利回りが高い傾向があります。

理由として、信用リスクのほか、法的弁済順位が普通社債に劣後する点や、繰り上げ償還の延期や利息の支払いが繰延あるいは停止される可能性がある点など、ハイブリッド債固有のリスクの存在が挙げられます。

本債券は、格付機関（株式会社日本格付研究所（JCR）及びS&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社）より、資本性の認定（資金調達額の50%）を受けていますが、この資本性は初回任意償還日（2028年4月28日）以降に50%から0%に低下することが見込まれております。

【資本性と金利ステップアップのイメージ】



|| 本債券のポイント（商品性）

■ 本債券は 35 年債です。

償還日は 2058 年 4 月 26 日となります。

■ 5 年後以降の各利払日に期限前償還される可能性があります。

期限前償還は発行者が任意に判断します。明確な基準があるわけではなく、様々な要因により決定され期限前償還がなされない場合もあります。

期限前償還がなされた場合、期限前償還がなされた日以降の金利収入を得られなくなります。

■ 本債券には劣後特約が付されており、本債券は発行者の一般債務に加えて、上位劣後債よりも弁済順位が劣後します。

本債券と同等の劣後特約が付された劣後債及び今後発行される可能性のある上位優先株式と同順位となります。

■ 本債券の利払いは発行者の任意により繰延される可能性があります。

同社が発行する普通株式等の配当を支払う決議をした場合には、本債券及び同等の劣後特約の付された劣後債の繰り延べられている利息額等を支払うべく、可能な限り合理的な努力を行います。

|| 期限前償還について

■ 発行者の選択による期限前償還

発行者は、2028 年 4 月 28 日及び以降の各利払日に、発行者の選択により、その時点で残存する本社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額 100 円につき金 100 円の割合で、本社債につき繰り延べられた利息に係る未払金額の全部の支払とともに期限前償還することができます。

■ 特別事由（税制事由^{※1}または資本性変更事由^{※2}）による期限前償還

本社債の払込期日以降に税制事由または資本性事由が生じ、かつ継続している場合、発行者の選択によりその時点で残存する本社債の全部（一部不可）を期限前償還することができます。

償還金額は以下の通りです。

① 2028 年 4 月 28 日より前の日である場合

各社債の金額 100 円につき金 101 円の割合で、期限前償還までの経過利息を付して、本社債につき繰り延べられた利息に係る未払金額の全部とともに期限前償還

② 2028 年 4 月 28 日以降である場合

各社債の金額 100 円につき金 100 円の割合で、期限前償還までの経過利息を付して、本社債につき繰り延べられた利息に係る未払金額の全部とともに期限前償還

(※1) 「税制事由」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈により、発行者に課される法人税の計算において本社債の利息が法人税法第 22 条第 3 項に定める損金に算入されなくなる等、発行者にとって著しく不利益な税務上の取扱いがなされ、発行者の合理的な努力によってこれを回避できないことをいいます。

(※2) 「資本性変更事由」とは、信用格付業者（株式会社日本格付研究所及び S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社又はそれらの格付業者を承継した者をいう。以下同じ。）のうち 1 社以上より、各信用格付業者における本社債発行後の資本性評価基準の変更に従い、本社債について、当該信用格付業者が認める本社債の発行時点において想定されている資本性をより低いものとして取り扱うことを決定した旨の公表がなされ、又は、書面による通知が発行者に対してなされたことをいいます。

【 リスクについて 】

- ・ 本社債の利息および償還金の支払いは発行者の義務となっております。発行者の財務状況の悪化等により発行者が本社債の利息または償還金を支払わず、または支払うことができない場合には、投資家は損失を被りまたは投資元本を割り込むことがあります。
- ・ 本社債の価格は、金利の変動、発行者の経営・財務状況の変化および発行者に関する外部評価の変化(例えば格付業者による格付の変更)等により変動しますので、償還前に売却する場合には、投資元本を割り込むことがあります。
- ・ 劣後事由が発生した場合は、他の上位債務が全額弁済されるまで本社債の元利金支払いは行われません。

【 手数料等諸費用について 】

- ・ 本社債のお買付け時には、購入対価のみお支払いいただきます。

【 国内における税制等について 】

- ・ 個人のお客様の場合、特定公社債の利子については 20.315%の税金が源泉徴収された後、申告不要または申告分離課税のいずれかを選択できます。
- ・ 譲渡損益および償還差損益は 20.315%の申告分離課税の対象となり、上場株式等（特定公社債等を含む）の利子、配当等および譲渡損益等との損益通算が可能です。また、控除しきれない譲渡損失および償還差損は確定申告により翌年以降3年間の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・ 将来、税制が変更された場合は取扱いが異なる可能性がありますので、ご留意ください。

お取引にあたっては、目論見書および契約締結前交付書面をよくお読みください。

投資家の皆さまへ

債券投資の参考情報について

日本証券業協会では、投資家の皆さまが公社債の店頭取引を行う際の参考情報として「売買参考統計値」および「個人向け社債等の店頭気配情報」を原則として毎営業日発表しております。これらの情報は、インターネット(日本証券業協会のホームページ<http://www.jsda.or.jp>)や一部の新聞等においてもご覧になれます。また、当社の店頭においても、これらの価格情報および取引所における約定価格(または最終気配)をお問い合わせいただけます。

目論見書のご請求・お申込みは・・・

商号等 : 東海東京証券株式会社 金融商品取引業者
東海財務局長(金商)第 140 号

加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本 STO 協会

